

テレビオプション伝送サービス利用規約【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

第1章 第1条 (略)

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第1章 第1条 (略)

(規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上

(<https://www.ntr.co.jp/corporate/agreement.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第1章 第3条～第8章 (略)

第1章 第3条～第8章 (略)

～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p>第9章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第30条 当社は、テレビオプション伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのテレビオプション伝送サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのテレビオプション伝送サービス契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、テレビオプション伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのテレビオプション伝送サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 当社の故意又は重大な過失によりテレビオプション伝送サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。</p> <p>(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>第9章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第30条 当社は、テレビオプション伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのテレビオプション伝送サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのテレビオプション伝送サービス契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、テレビオプション伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのテレビオプション伝送サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 当社が本サービスに係る契約に関連して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合においては、前2項の規定は適用しないものとします。</p> <p>(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>第9章 第31条～別表 (略)</p>	<p>第9章 第31条～別表 (略)</p>
	<p>附 則 (令和5年5月24日 レパN第009600000488-01号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。</p>
<p>基本的な技術的事項 (略)</p>	<p>基本的な技術的事項 (略)</p>